

2級建築士 学科II 「法規」

令和6年 問題No.4 解説

〔N o. 4〕鉄骨造2階建て、延べ面積120m²の一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。

1. 敷地内の排水に支障がなかったので、建築物の敷地は、これに接する道の境よりも低くした。
2. 排水のための配管設備の汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造った。
3. 階段（高さ3.0mの屋内の直階段）の蹴上げの寸法を23cm、踏面の寸法を15cmとした。
4. 階段（高さ3.0mの屋内の直階段）の高さ1.5mの位置に、踏幅1.1mの踊場を設けた。
5. 階段（高さ3.0mの屋内の直階段）の両側に側壁を設けたので、手すりを設けなかった。

1 敷地の衛生及び保全 法19条 原則敷地は道より高くする、ただし敷地内の排水に支障がなければ低くできる

2 級排水管設備 令129条の2の4 3項四号 配管の汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造らなければならない

3 階段 令23条1項ただし書き 住宅の階段 蹴上230以下 踏面150以上

4 階段の踊り場 令24条1項 2項 令23条1項表(3)(4)は4m以内ごとに踏幅1.2m以上の踊り場

5 階段の手すり 令25条1項 階段には手すりを設けなければならない 側壁があっても手すりは必要

建築基準法

第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備	
第19条(敷地の衛生及び安全)	45
第20条(構造耐力)	45
第21条(大規模の建築物の主要構造部等)	46
第22条(屋根)	47
第23条(外壁)	47
第24条(建築物が第22条第1項の市街地の区域の内 外にわたる場合の措置)	47
第25条(大規模の木造建築物等の外壁等)	47
第26条(防火壁等)	47
第27条(耐火建築物等としなければならない特殊建 築物)	48
第28条(居室の採光及び換気)	49
第28条の2(石綿その他の物質の飛散又は発散に対 する衛生上の措置)	49
第29条(地階における住宅等の居室)	50
第30条(長屋又は共同住宅の各戸の界壁)	50
第31条(便所)	50
第32条(電気設備)	50
第33条(避雷設備)	50
第34条(昇降機)	50
第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術 的基準)	51

建築基準法施行令

第2章 一般構造	
第1節 採光に必要な開口部	
第19条(居室の採光)	160
第20条(有効面積の算定方法)	160
第1節の2 開口部の少ない建築物等の換気設備	
第20条の2(換気設備の技術的基準)	162
第20条の3(火を使用する室に設けなければならな い換気設備等)	163
第1節の3 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生 上の措置	
第20条の4(著しく衛生上有害な物質)	165
第20条の5(居室内において衛生上の支障を生ずる おそれがある物質)	165
第20条の6(居室を有する建築物の建築材料につい てのクロルビリホスに関する技術的基準)	165
第20条の7(居室を有する建築物の建築材料につい てのホルムアルデヒドに関する技術的基準)	165
第20条の8(居室を有する建築物の換気設備につい てのホルムアルデヒドに関する技術的基準)	166
第20条の9(居室を有する建築物のホルムアルデヒ ドに関する技術的基準の特例)	167
第2節 居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法	
第21条(居室の天井の高さ)	167
第22条(居室の床の高さ及び防湿方法)	168
第2節の2 地階における住宅等の居室の防湿の措置等	
第22条の2(地階における住宅等の居室の技術的基 準)	168
第2節の3 長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造等	
第22条の3	168

第3節 階段	
第23条(階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ 及び路面の寸法)	169
第24条(踊場の位置及び階幅)	169
第25条(階段等の手すり等)	169
第26条(階段に代わる傾斜路)	169
第27条(特殊の用途に専用する階段)	169
第4節 便所	
第28条(便所の採光及び換気)	169
第29条(くみ取便所の構造)	170
第30条(特殊建築物及び特定区域の便所の構造)	170
第31条(改良便槽)	170
第32条(法第31条第2項等の規定に基づく汚物処理 性能に関する技術的基準)	170
第33条(漏水検査)	171
第34条(便所と井戸との距離)	171

第5章の4 建築設備等

第1節 建築設備の構造強度	
第129条の2の3	233
第1節の2 給水、排水その他の配管設備	
第129条の2の4(給水、排水その他の配管設備の設置 及び構造)	233
第129条の2の5(換気設備)	235
第129条の2の6(冷却塔設備)	236
第2節 昇降機	
第129条の3(適用の範囲)	236
第129条の4(エレベーターの構造上主要な部分)	236
第129条の5(エレベーターの荷重)	238
第129条の6(エレベーターのかごの構造)	238
第129条の7(エレベーターの昇降路の構造)	238
第129条の8(エレベーターの駆動装置及び制御器)	239
第129条の9(エレベーターの機械室)	239
第129条の10(エレベーターの安全装置)	240
第129条の11(適用の除外)	240
第129条の12(エスカレーターの構造)	240
第129条の13(小荷物専用昇降機の構造)	241
第129条の13の2(非常用の昇降機の設置を要しない 建築物)	242
第129条の13の3(非常用の昇降機の設置及び構造)	242
第3節 避雷設備	
第129条の14(設置)	244
第129条の15(構造)	244